

V. 資料：原爆資料センターの設置についての日本学術会議の勧告

昭和46年11月9日

内閣総理大臣

佐藤栄作 殿

日本学術会議会長

江上不二夫

原水爆被災資料センター(仮称)の設置について(勧告)

標記のことについて、本会議第59回総会の
議に基づき、下記のとおり勧告します。

(別添資料)

原水爆被災資料センター(仮称)

記

日本学術会議では、原水爆被災資料の収集・保存・利用の問題について、かねてから検討を進め、1968年4月の第50回総会の議に基づき、この問題について政府に申し入れを行なった(別添資料1)。一方、本申し入れの具体化のため原水爆被災資料センター(仮称)の設置についてもひきつづき検討を行なってきた。

戦後四分の一世紀を経過した今日、原水爆被災資料センター(仮称)を設置して、原水爆被災問題についての学術的資料を収集・整理・保存し、これを正しく活用すること、とりわけ、このことを通じて被爆者の福祉と世界の平和・人類の福祉に寄与するよう努めることは、国家的急務であると考え、このたび、別記のような一案をえたので、ここにこれを勧告する。

なお、本勧告の具体化に当っては、日本学術会議に協議されたい。

1. 設立の趣旨

1945年8月、米軍による広島、長崎への原爆投下による被害は人類の経験した最大の悲惨事であり、1954年3月のビキニ水爆実験による日本人漁夫の被害もまたわれわれに深刻な衝撃を与えた。われわれは、この悲惨な経験を正しく受け止め、人類として絶対にこのような過誤を再びおこさせないようみずから努力する義務を有すると共に広く全世界の人々に要請する権利がある。そして、それと同時に現在なお身体的・精神的・生活的に苦しめられている幾多の被爆者に完全な援護が行なわれねばならないことも勿論である。

原水爆の悲惨から人類を防衛するための努力と被爆者に対する完全援護実現のための努力とは相互に切りはなすことのできない関係にある。核兵器の禁止、平和への寄与と被爆者援護への寄与は、センター構想の当初より、その目的とするところである。

この目的を達成するためには、原水爆被災の実態を明らかにすること、そのための諸資料の収集、整備、それを基礎とする研究などが必要である。しかるに広島、長崎に原爆が

投下されて 25 年を経過した今日に至まで原爆被災に関する年次を追っての継続的実態調査も行なわれておらず、被爆者は十分な援護のみちもないままに年々老齢化し、また死亡しつつある一方で被爆二世問題など新たな問題をも生みだしており、戦後 25 年の生活史を含めた完全な実態調査を行なうことが緊急に要請されている。

そのうえ、上記目的達成に貢献しうる原水爆被災に関する学術的価値のある標本、研究文献、調査報告、公私の文書、統計その他の記録、文学作品、映画、写真、絵画などの総合的、体系的収集、保存、整理などもいまだに行なわれていない。

もとより、これまで広島及び長崎においては、両市を始めとする地方自治体や民間篤志の団体、個人等の多大の苦心によってかなりの貴重なモニュメント的な資料が収集、陳列、展示され、年々、これらの施設を訪れる多数の人々に原爆の惨禍と平和の意義を訴え、偉大な社会教育的意義を發揮しているが、これらの貴重な活動に対して、これまで国は何らの財政的負担をも行なっていない。

加えて戦後 25 年は世代交代の時期、一つのエポックであり、今の時期に関係する未発掘、未着手の資料の収集・整理や調査を行なわなければ、今後、ことは甚だ困難となるおそれがある。

したがって、各地に分散し、冬眠しつつあるあらゆる原水爆被災関係の学術的実践的価値ある資料を収集、保存、整理し、文化、社会、経済、行政、法学、医学、生物学、物理学など各方面からの総合的追及に活用しうる態勢を樹立し、原水爆被災の全貌を科学的に明らかにするための資料センターの設置が強く要望されるのである。

2. 審議の経過

以上のような趣旨から、日本学術会議では、原水爆被災資料の収集・保存・利用の問題について、すでに 1967 年 9 月、原子力特別委員会のもとに原水爆被災資料小委員会をおいて検討をすすめ、1968 年 5 月及び 11 月の再度にわたって政府に申入れを行ない（別添資料 1 及び別添資料 2）被爆現地の意見をきくため「原水爆被災資料に関するシンポジウム」（1967 年 12 月、広島）及び「原水爆被災資料センター構想に関する懇談会」（1968 年 9 月、広島及び長崎）また 1969、70 両年度においては、文部省総合科学研究費による「原水爆被災資料の収集・保存・利用の方法に関する基礎的研究班」（略称「原水爆資料基礎研究班」）と協力して研究を続け、被爆者健康手帳や被爆者の健康診断ないし治療カルテの保存につき政府に要望した（別添資料 3）のをはじめ、熱心な共同討議を継続し、その結果に基づき、今回の本勧告を行なうに至ったものである。

（注）班員は、人文・社会科学系より石田忠一（橋大学教授他 12 名）、自然科学系より内野治人（広島大学教授他 13 名）の計 27 名。班長は広島大学原爆放射能医学研究所長 志水清教授、1970 年度は同所長岡本直正教授である。

3. 設立の目的

- (1) 原水爆被災についての学術的資料を収集・整理・保存し、これを正しく活用すること。
- (2) とりわけ、そのことを通じて被爆者の治療・援護などその福祉に寄与すること。
- (3) さらに上記学術的資料の整備等を通じて、核兵器の廃絶・世界平和と人類の幸福に寄与すること。

4. センターの事業

(1) 学術的資料の収集、整理、保存、活用
すでに現地においてこれまで市、民間団体等によって収集、保存、展示などが行なわれているモニュメント的資料は、現地現物主義に立って、これを尊重し、センターはこれとの重複をさけ、これら既存諸機関の機能と重複しないよう留意し、全体的、社会科学的、自然科学的学術研究、被災者援護に貢献しうる資料（研究文献、公私の文書、被爆者手帳、カルテその他の記録、調査報告や諸統計、立法、行政資料、医学標本、文芸作品、映画、写真など）の収集、整理、保存、閲覧、資料、データー提供など、活用のための必要な業務を行なう。

既存諸機関所在の資料または現地で発掘される諸資料で現地保存を希望するものなどのうち、センターの目的に照らして必要なものは許可、協力を得てコピー、マイクロフィルムなどを作成してこれをセンターに保存する。

既存諸機関所蔵の資料を含め全国的な資料リストを作成し、どのような資料がどこにあるかを明らかにする。

なお、このセンターは上記の目的達成のためには、さらに今後の原子力被害問題なども扱う必要があるのではないかと考えられる。

(2) 調査、研究をみずからまたは委託もしくは受託して行なう。共同利用の便宜を提供する。

なお、調査研究プロジェクトの参考例として別添資料4のようなものがある。

(3) 成果の刊行。情報や複写、提供のサービス業務を行なう。

(4) 連絡、調整。関係諸機関との連絡、調整をはかる。

- (5) 国際的連絡、資料収集、スウェーデンの国立平和研究所など国際諸機関との連絡、国際的資料の収集などを行なう。
- (6) 被爆者援護に寄与する事業を行なう。
- (7) 研究会、講演会、展示会、その他センターの目的達成に必要な事業を行なう。

5. センター設置の場所

東京に東京センターをおく。
広島に広島センターをおく。
長崎に長崎センターをおく。
場合により、または必要に応じて、大学、研究所等に分室等をおくことができる。

6. 設置主体及び運営

- (1) 本センターの設置主体は国とする。
- (2) 運 営

本センター設置の趣旨・目的に即してセンターの業務を推進し、その民主的運営をはかり、センター相互及びセンターと全国の関係研究者、被爆者などとの密接な連絡・協力をはかるため次のような運営方式がとられることが望ましいと考えられる。

センターの所長は、日本学術会議の推薦によって任命する。

全体の長はおかげ、各センターの所長のうち1人がその互選によって所長代表となる。

センター運営協議会及びセンター運営委員会をおく。

運営協議会は全国的運営協議会と各センターごとの運営協議会とする。

全国的運営協議会は、各センターの所長、各センターより選出された若干の所員、被爆者代表及び日本学術会議から推薦するものをもって構成し、所長代表が議長となる。

各センターごとの運営協議会は、当該セ

ンターの所長、当該センターの所員中より選出された若干名、被爆者代表及び日本学術会議から推薦するものをもって構成し、当該センターの所長が議長となる。

運営協議会はセンターの運営に関する重要事項の大綱を協議決定する。

運営委員会は、各センターごとに当該センターの所長、部室長およびその他の所員中より選出された若干名とをもって構成し、当該センター内の運営に直接参画し、それに関する重要事項を協議する。

(3) センターの目的達成のためには、大学等研究機関との緊密な連けい・協力が不可欠であることから、センターの所長及び調査研究的職務を行なう所員の身分については教育公務員特例法に準ずる保証がなされねばならない。

7. 東京センターの業務

- (1) 各センター間ならびにその他の関係諸機関との連絡、企画、調整
- (2) 全体資料の現物またはコピーあるいはコードの保存、保管、リストの作成、活用（電子計算機による情報の処理、検索を含む）
- (3) 國際的連絡、核実験、核兵器に関する国際文献等の資料の収集、保存、整理、活用
- (4) 研究、調査の推進、あっせん、委託、受託、共同研究の場の提供
- (5) 情報、広報活動
- (6) 学術活動を通じ被爆者援護に寄与すること
- (7) ビキニ水爆実験資料の収集、整理、保存、活用
- (8) その他、センター目的達成に必要な業務

8. 広島センター及び長崎センターの業務

広島大学原爆放射能医学研究所、長崎大学

医学部、現地既設の諸機関、ABCCなどとの連けいのもとに、学術的資料の収集、保存（保管）、整理、活用（電子計算機による情報の処理、検索を含む）調査研究、学術活動を通じて、被爆者援護に寄与することなどを行なう。

9. 機構

いずれのセンターをも通じて、既存諸活動を科学的に総合し、深め、サービスするという機能が重視される。

流動研究員などのように若い研究者がたえず活用しうるような受け入れ体制が必要と考えられる。

過去と将来の架橋として将来にむかって、国際的にも発言しうるような基礎的データを準備するなどの機能が重視される必要がある。

センサスの分析なども重要なプロジェクトとなろう。

こういう期待にこたえうるよう、機構が考えられる必要がある。

A 東京センター

所長

所長室（企画、調整、連絡）

事務部（庶務、会計）

研究調査部（資料に関する情報収集・調査・研究など）

人文・社会科学部門

自然科学部門

医学部門

資料管理部

○資料収集、管理（資料の収集、録音、複写、その他資料作成、分類整理、保存、管理など）

人文・社会科学部門

自然科学部門

医学部門	建物・施設
○資料索引（資料目録、索引の作成など）	事務室 会議室（大1、小2）
サービス部	資料作成室 閲覧室 書庫
資料サービス（資料閲覧、利用に関するサービス、資料複写の提供、調査報告、機関誌などの編集・出版・広報など）	展示室 小研究室（5～6室）
相談室（被爆者の相談に応ずる）	講堂 相談室
電子計算機室	電子計算機室 宿泊室
国際連絡部（国際的資料の収集、国際的連絡）	用務員室 倉庫 その他 特殊設備
	電子計算機、撮影機、マイクロリーダー、ゼロックス、映写装置、印刷機、計算機、タイプライター、写植装置、エレベーター、空調装置、その他

B 広島センター、長崎センター

いずれも

所長
所長室
事務部
研究調査部
資料管理部
サービス部
電子計算機室

10. 設備

A 東京センター

(別添資料1)

昭和43年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

原爆被災資料の散逸防止と収集保存について（申入れ）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

1945年8月、広島、長崎に投下された原爆

による被害、1954年3月ビキニ環礁の水爆実験による日本漁民の被害等は、われわれ日本人に深い傷痕を与えている。

不幸にして、戦後の混乱の中でそれに関連する貴重な学問的資料が多数失われただけで

はなく、その後それら資料の散逸を防止し、それを収集し正しく保存するに足る充分な措置が取られていなかつたために、再び得がたい資料が刻々に失われつつあるのは、まことに遺憾である。

先に、原爆フィルムがアメリカ側から返還されたことは喜ばしいことであるが、必ずしも、その保存、利用について方針等が確立しているとは考えられない。一方、広島市、長崎市その他の公官庁の公文書、被爆者の疫学的資料などをはじめ原爆災害に関する諸資料について、今にしてその散逸の防止と保存、収集、利用についての抜本的な措置が講じられないならば、将来に大きな悔を残すであろう。

われわれは、政府が、この事柄の緊急性と重要性を認識し、上記資料の収集保存について早急適確な措置をとられることをここに強く要望する。

なお、原爆被災者の総数の推計等については、現在の資料の保存とも関連し、更に広い調査を行なうことも必要であり、例えば1970年の国勢調査などを利用することも考えられ、それらについても留意されることを要望する。

〈説明〉

申入れ本文において、趣旨は明確であり、

(別添資料2)

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

昭和43年11月15日

日本学術会議会長 朝永振一郎

原水爆被災資料の基礎調査について(申入れ)

標記のことについて、本会議第51回総会の議に基づき、下記のとおり申入れます。

記

日本学術会議は、先に第50回総会の議に基づき、原水爆被災資料の散逸防止と収集保存

補足説明の必要はないと思うが、この件については、例えば、資料センターの設立その他種々具体的な要請がある。

われわれは、それらの具体的な要請に基づいて検討し、次期総会までに成案を得たいと考えている。緊急にこの申入れを行なった理由の一つは、昭和45年度に実施される国勢調査に何らかの附帯調査項目を加えることも望まれるので、それに時期を合わせた点が一つである。

第2には、現時点においても、極めて散逸の危険性の大きい資料が下記の如く種々あるので、一日も早くこのような申入れを行なうこと必要としたのである。

散逸の危険性の特に大きいと考えるものを見列挙すれば下記の如くある。

- (1) 原爆被災者調査資料(昭和29年広島市の実施したもの)
- (2) 被爆者手帳(特別並びに一般)新旧書き換え後の旧手帳
- (3) 被爆者カルテ
- (4) 死亡診断書(法務局保有)のもの
- (5) 警察関係資料(被爆直後の資料)
- (6) その他種々のフィルム、学校・工場等の資料、被爆者の日記など

について政府が緊急に措置されることを要望した（昭和43年5月17日付申入れ）。

その後、その要望の一部に述べられた、昭和45年の国勢調査の際に広島、長崎における被爆者についての附帯調査を要請する件について、民間の活動も活発に行なわれている。

一方、本会議においては、早くから「原水爆被災資料センター」の構想をもって、各方面の意見を聞いて来たが、いかなる資料をいかなる方法で収集するか、それをいかに保存するか、またその資料をいかに活用するか等について多くの問題がある。

政府はこれらの事情を勘案し、原水爆被災資料収集のための包括的かつ体系的基礎調査について早急に配慮されたい。

なお、その基礎調査の方法、内容および組織について、本会議の意見を徴されたい。

〈説明〉

本会議は前記の第50回総会決議にもとづく勧告の趣旨にそって、緊急を要する原水爆被災資料の組織的・体系的な収集・保存機関設置に関する構想を具体化するため、この問題を検討する専門の委員会（「原水爆被災資料小委員会」1967年9月発足）を設け、逐次問題の所在を明らかにし、またその間、数次にわたりシンポジウム・懇談会等を開催し、特に広島・長崎等被災地に赴いて、現地における学者・公私の関係機関の専門家等の意見も徴してきた。

原水爆被災資料の収集・保存並びにその調査については、個々の専門分野また個別的な収集・調査においては見るべき成果があり、それらは今後の収集・調査の基礎となりうるものであるが、地域的にも内外を網羅し、分野においても全被災資料を包括的に体系化する事業は、必ずしも進行しているとはいえない。むしろ、このような総合的な収集・調査

の方法の基礎は、なお確立されていないといえるのが現状である。

第50回総会の勧告にも述べたように、原水爆被災後既に23年を経過した現在、再び得がたい貴重な資料は刻々散逸するにまかされているのであるが、同時に他方では、近来被災地等において被災資料に対する关心と世論は急速に高まりつつあり、新しい資料が続々発見されているという事実がある。しかも、それらの新資料は、散逸にひんした在來の資料とあわせて安全に保存すべき機関にも事欠き、また保存できたばあいも、それをどのように整理し活用するかについての基本的な方法が確立されていないために、本来の重要な価値が十分に認識されず、再び散逸の危機に見まわれるおそれがある。

本会議は前記のように、「原水爆被災資料センター」（仮称）の構想を持ち、その企画を精密度する段階にあるが、この緊急を要する資料の散逸防止（収集および保存の件とあわせて）、政府は当面緊急な原水爆被災資料収集・保存等のための基礎的な調査に対し、このさい特に配慮されたい。

なお、前記の被爆者に対する国勢調査附帯調査の要望は、広島・長崎の現地はいうまでもなく、直接に、あるいは原爆被災白書についての要請等として、政府へ要望をされており、被災資料の散逸防止・収集保存とあわせて、原水爆被災の実態を厳密かつ科学的に調査し、これを根拠あるものにしたいという学者の願いであるとともに、広く国民的な要望であることを、政府は特に留意されたい。

(別添資料 3)

昭和 44 年 12 月 5 日

厚生大臣 齊 藤 昇 殿

日本学術会議会長 江 上 不二夫

被爆者健康手帳等の保存について(要望)

標記のことについて、本会議第 359 回運営審議会の議に基づき下記のとおり要望します。

記

1. 被爆者健康手帳の更新にあたって旧手帳を廃棄しないよう関係機関に指示していただきたい。
2. 被爆者の健康診断に関する記録および診療録のうち法定の保存期間を経過したものについても引き続き保存するよう関係機関を指導していただきたい。

〈説明〉

日本学術会議は既に昭和 43 年 5 月、第 50 回総会の議に基づいて、「原爆被災資料の散逸防止ならびに収集保存について」の申入れを内閣総理大臣に対して行なっています。

その後、原水爆被災資料の基本的調査のための検討が文部省科学研究費によって開始されています（研究班長 志水清広大学教授）。その検討に基づき、将来特別の資料保存機関の設立が望まれると予想されますが、とりあえずそのような保存機関の設立以前に原水爆被災資料の散逸防止の趣旨から次の諸点について緊急の措置をとられるよう要望する次第です。

1. 被爆者健康手帳の保存について

本年は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「原爆医療法」という。）による被爆者健康手帳を更新する時期にあたっています。従来、更新にあたって旧手帳が廃

棄されるむきもあるように聞いておりますが、これは原水爆被災資料としてきわめて貴重なものでありますので、本年の更新に際し旧手帳の廃棄を行なうことなく、保管していただくよう、直ちに関係機関に対してご指示くださるようお願いします。

2. 原爆医療法による診療カルテの保存について

原爆医療法に基づいて健康診断または診療を受けて被爆者の健康診断個人票または診療録（以下「カルテ等」という。）は原水爆被災資料としてきわめて重要なものです。従来、そのカルテ等の保存期間は法令によって完結後 5 年間とされています（原爆医療法施行規則第 8 条、原爆医療法指定医療機関医療担当規程第 8 条但書）。しかし、上記の趣旨にかんがみ、その保存を継続することがきわめて必要と考えられます。そのためには現行関係法規の改正を必要とするかとも考えられますが、とりあえず関係医療機関（健康診断担当医療機関、認定患者に関する指定医療機関および特別被爆者に関する被爆者一般疾病医療機関）においてこれらカルテ等の保存継続に努められたい旨の連絡をお願いします。

調査研究プロジェクト(参考)

当センターにおける調査研究プロジェクト案として、原水爆資料基礎研究班のうち、広島大学原爆放射能医学研究所を中心とする広島在住研究班員から提出されたものを参考として次にかかげる。

A) 基礎資料収集整備のためのプロジェクト

1. 原爆被爆者に関する全国的センサス資料の分析
2. 原爆被爆者に関するマスターファイルの整備
 - i) 被爆関係世帯及び事業所等のファイル整備
 - ii) 被爆死没者の氏名照合調査ならびにファイル作成
 - iii) 関係被爆者のマスターファイル作成
例えば「直接被爆者ファイル」「間接被爆者ファイル」「体内被爆者ファイル」「被爆関係（いわゆる二世・三世）ファイル」「外国人被爆者ファイル」
3. 被爆地図復元に関する資料収集
4. 原爆被災に関する公私文書の収集保存

B) 調査研究プロジェクト

1. 被爆に関する行動科学的調査研究
例えば「被爆時における人間行動の実態」「原爆災害の社会的心理作用」「被爆の及ぼす精神的心理的諸影響」
2. 被爆者ならびに被爆関係家族の生活史に

関する調査研究

- 例えば「家族構成・機能など家族の構造に与えた被害の実態とその推移」「家族解体による各種障害の実態（原爆孤児、孤老問題）」「家族の再組織と社会的資源との関係」
3. 被爆地域社会の変動に関する調査研究
例えば「地域社会組織の被災実態とその再組織」「社会的勢力の推移」
4. 原爆災害と社会運動に関する調査研究
例えば「原爆被災の戦後日本の社会思想に与えた影響」「原水爆実験をめぐる国際的運動の動向」「原水爆被災と平和運動の実態」
5. マンハッタン計画を含む原水爆開発前後の資料に関する調査研究
6. 核開発をめぐる国際的諸問題の調査研究
7. 核兵器と国際政治に関する研究
8. 原子力平和利用と原子力災害に関する調査研究
9. 被爆者の傷病構造に関する研究
10. 被爆者の寿命に関する研究
11. 外国人被爆者をめぐる問題
12. 平和問題研究